

改正

平成20年5月14日告示第88号

平成22年7月1日告示第135号

大台町条件付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大台町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び委託業務（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年建設省厚第50号）第3の各号に掲げる業務をいう。）（以下「工事等」という。）の契約において、より良質な工事等を確保し、かつ、入札手続きの透明性・客観性・競争性を高めるために、条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の入札手続きについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び大台町会計規則（平成19年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 対象工事等は、次の各号に掲げる工事等とする。ただし、第1号に規定する建設工事のうち大台町発注工事等指名審査委員会で承認され、町長が特に必要と認めた場合は一般競争入札によらないことができる。

- (1) 設計価格5,000万円以上の建設工事
- (2) 大台町発注工事等指名審査委員会で一般競争入札が適当と認められた工事等
- (3) 町長が、特に一般競争入札が適当と認めた工事等

(競争入札参加資格要件)

第3条 対象工事等の入札参加者は、公告日から落札決定日までの間において、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。ただし、第4号については、競争入札参加資格確認申請書の提出期日の前日までに登録されていれば足りるものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大台町建設工事に係る一般（指名）競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 大台町建設工事等指名停止措置要領（平成18年大台町告示第18号）（以下「要領」という。）により、資格（指名）停止を受けている期間中でない者
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、建設工事の場合にあっては、次の各号のすべてを満たす者でなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。

3 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が参加する場合においては、共同企業体の構成員全員が本条第1項及び前項の要件を満たす者でなければならない。

4 本条第1項及び第2項に規定するもののほか、対象工事等ごとに次の各号に掲げる要件を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事等と同種の工事等の施工実績があること。

(2) 対象工事等に配置を予定する主任技術者又は監理技術者の資格及び同種の工事等の施工実績があること。

(3) 前2号に定めるもののほか、対象工事等に必要要件
(競争入札参加資格確認の申請)

第4条 対象工事等の入札に参加しようとする者は、第3条に基づく入札の公告に定めるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 工事等において前項に規定する競争入札参加資格の確認を受けようとする者は、競争入札参加資格確認申請書(様式第1号または様式第1-2号)により提出するものとする。

3 町長は、前項の競争入札参加資格確認申請書が提出されたときは、申請者の許可業種及び地域要件の基本項目について確認し、原則として、申請書の提出期限の翌日から起算して5日以内に、申請者に対し競争入札参加資格事前条件確認通知書(様式第2号)により確認結果を通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により競争入札参加資格を確認する場合において、競争入札参加資格がないとした者に対しては、その理由を記載するものとする。

5 競争入札参加資格審査は、入札が執行され落札候補者となった場合、落札候補者に対して、第4条に規定される全ての要件を確認するものとし、全ての要件を満たすと認められる場合に落札決定を行うものとする。ただし、建設工事において、第4条第1項及び第2項の要件がある場合において確認を受けようとする者は、落札候補者として決定された日の17時までと同種工事の施工実績(様式第3号)及び主任技術者等の資格・工事経験(様式第4号)を提出しなければならない。

6 前項の規定に基づく審査にあたり、必要と認めるときは、落札候補者に対し追加資料の提出又は再提出を求めることができる。

(競争入札参加資格の取消し等)

第5条 第5条第3項の規定により競争入札参加資格確認の通知を受けた者が、競争入札参加資格確認申請後落札決定日までに第4条に規定する要件を満たさなくなったときは、町長は競争入札参加資格を取り消すものとする。なお、取り消す場合は、競争入札参加資格取消し通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(設計図書等)

第6条 設計図書等は、大台町の指定する仕様書閲覧場所において公告の日から入札執行の前日において閲覧に供するとともに、購入を希望する場合は申し出を行い実費負担により購入ができるものとする。

(質問書の提出及び回答書の閲覧等)

第7条 入札条件書等について質問があるときは、入札条件書等の配付を開始した日の翌日から入札執行日の前日を起算日とした5日前まで、質問書(様式第6号)により質問をすることができる。ただし、公告期間が7日を下回る場合は、別途定めてそのことを公告する。

2 前項の規定により質問書の提出があったときは、町長は、質問書の提出期限日の2日後から入札執行日の前日まで、質問書に対する回答書を閲覧に供するものとする。

(入札の無効)

第8条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札条件書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後、資格(指名)停止措置

を受け入札時点において、大台町又は三重県において資格（指名）停止期間中である者等
入札時点において入札参加資格のない者のした入札

（入札の延期等）

第9条 対象工事等の入札の執行について天災その他止むを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがある。

2 入札者が2者を満たさなくなったとき、入札を中止することがある。

（入札の辞退等）

第10条 第5条の規定により競争入札参加資格条件の確認を受けた者は、原則として、入札参加を辞退することはできないものとする。ただし、入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退することができるものとする。

（公告内容の審査）

第11条 大台町発注工事等指名審査委員会規程（平成18年大台町告示第14号）第4条第3項の規定に基づき、一般競争入札に必要な次の各号に掲げる事項を審査する。

（1）入札形態（単体企業による入札、特定建設工事共同企業体による入札、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合入札）に関する事項

（2）競争入札参加資格の設定に関する事項

（3）その他一般競争入札実施に必要と認められる事項

（虚偽記載に関する取扱い）

第12条 申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合には、虚偽記載をした者に対し、要領により資格（指名）停止を行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年5月14日告示第88号）

この要綱は、平成20年5月14日から施行する。

附 則（平成24年3月1日告示第33号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号

競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

大台町長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

先に公告された下記の工事に係る競争参加について申請します。

なお、地方自治法第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び下記内容に相違ないことにより応募条件に反しないことを誓約します。

記

- 1 工事名 []
- 2 工事箇所 []
- 3 参加資格条件の確認

項 目	参加資格条件 (参加希望業者記入欄)	確 認 欄 (大台町記入欄)
(1) 経営事項審査結果通知書の総合評定値	数値を記入	

※(1)欄は総合評定値を要件としている場合点数を記入。要件でない場合は「一」とすること。経営事項審査の結果通知書の写しを添付すること。

※虚偽の申請があった場合は、資格(指名)停止措置の対象となりますのでご注意ください。

※提出された資料の差替え、修正及び新たな提出は認められません。

様式第1-2号

競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

大台町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

先に公告された下記の業務に係る競争参加について申請します。
なお、地方自治法第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び下記内容に相違ないことにより応募条件に反しないことを誓約します。

記

1. 業務名 []
2. 履行箇所 []
3. 参加資格条件の確認

項目	参加資格条件 (参加希望業者記入欄)		確認欄 (大台町記入欄)
	業務名		
(1) 業務実績	業務名		
	履行場所		
	発注者名		
	契約金額		
	業務概要		
(2) 登録関係	別紙のとおり		

- ※(1)の要件がある場合、確認できる書類(竣工TECRISまたは契約書及び完成認定書等)を添付して下さい。
要件としない場合は「-」表記して下さい。要件がある場合は別表「技術要件」欄へ記載しています。
※(2)にあつては証明する書類を添付して下さい。また、要件としない場合は、二重線で抹消して下さい。要件がある場合は別表「技術要件」欄へ記載しています。
※虚偽の申請があつた場合は、資格(指名)停止措置の対象となりますのでご注意下さい。
※提出された資料の差替え、修正及び新たな提出は認められません。
※受付(提出)時に書類の審査及び確認への対応はしません。

様式第2号

大総第 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

大台町長

競争入札参加資格確認結果通知書

下記案件に係る競争入札参加資格事前条件について、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

公 告 日	平成 年 月 日	
入 札 物 件 名		
入 札 方 式	一般競争入札	
入 札 会 執 行 日 時	平成 年 月 日 () 時 分	
競争参加資格確認結果	(有もしくは無)	
	無とした場合 の 理 由	
入 札 保 証 金	免除若しくは納付	

様式第3号

同種工事の施工実績

工事名〔 会社名 〕

会社名		
工事概要	竣工時コリンズカルテ登録番号	
	工事名	
	発注機関名	
	施行場所	
	契約金額	
	工期	
	受注形態	
工事内容 (工種・数量等)		

※公告において明示した当該工事と同種工事の施工実績についての確に判断できるよう具体的に記入すること。
 ※上記記載内容を確認できる「コリンズの竣工登録工事カルテ受領書」を添付すること。ただし、簡易コリンズの場合は、「コリンズの請負金額2,500万円未満工事の工事カルテ受領書」と完成認定書に類する書類の写しを併せて添付すること。
 ※コリンズのカルテ受領書がない場合は、契約書及び完成認定書に類する書類の写しを添付すること。個別の工種に対し金額の確認を要する場合は、その内容が把握できる範囲の仕様書を併せて添付してください。
 ※その他、公告・入札説明書等により指定された資料を添付すること。
 ※受注形態は単体・JV (JVの場合はJV名称)の別を記入すること。

様式第4号

配置予定の主任技術者等の資格・工事経歴

工事名〔 会社名 〕

会社名			
技術者区分		監理技術者	主任技術者
技術者氏名			
資格	法令による資格	登録番号取得年月日	
	指定建設業監理技術者資格者証	登録番号取得年月日	
施工実績	竣工時コリンズ登録カルテ登録番号		
	工事名		
	発注機関名		
	施行場所		
	契約金額		
	工期		
	従事した技術者区分		
工事内容 (工種・数量)			

※公告において明示した当該工事と同種工事の施工実績についての確に判断できるよう具体的に記入すること。ただし、同種工事の施工実績を設けていない場合は、資格欄のみの記入(施工実績欄の記入は不要。)してください。
 ※上記記載内容を証明する資料(資格者証の写し・雇用関係を証明する書類・コリンズの竣工登録工事カルテ受領書)を添付して下さい。ただし、簡易コリンズの場合は、「コリンズの請負金額2,500万円未満工事の工事カルテ受領書」と完成認定書に類する書類の写しを併せて添付すること。同種工事の施工実績を求めている場合は、カルテ受領書の提出は不要です。
 ※コリンズのカルテ受領書がない場合は、契約書及び完成認定書に類する書類の写しを添付すること。個別の工種に対し金額の確認を要する場合は、その内容が把握できる範囲の仕様書を併せて添付してください。同種工事の施工実績を求めている場合は、提出は不要です。
 ※指定建設業監理技術者にあつては、監理技術者資格証を併せて添付してください。
 ※専任を要する主任(監理)技術者については、建設業法上の営業所専任技術者でないこと。

様式第5号

大総第 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

大台町長

競争入札参加資格取消し通知書

平成 年 月 日付け、大総第 号で確認を通知した 工事
(業務委託)に係る競争入札参加資格を下記の理由により取り消したので通知します。

記

入 札 公 告 日	
入 札 物 件 名	
競争入札参加資格を 取り消した理由	

様式第6号

質 問 書

平成 年 月 日

大台町長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成 年 月 日付で公告のあった 工事の設計図書等を閲覧したところ、下記の事項について質問がありますので、質問書を提出します。

記

質 問 内 容	
回 答	

※質問内容欄は、質問事項（表題）と質問趣旨（具体的内容）を記入すること。